

議案第92号

北上市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例

北上市準用河川占用料徴収条例（平成25年北上市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>（督促及び延滞金）</p> <p>第3条 占用料の督促及び延滞金については、<u>北上市諸収入金に対する延滞金徴収条例（平成3年北上市条例第65号）</u>の定めるところによる。この場合において、<u>同条例第3条及び附則第2項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p>			<p>（督促及び延滞金）</p> <p>第3条 占用料の督促及び延滞金については、<u>北上市債権管理条例（令和4年北上市条例第〇号）</u>の定めるところによる。この場合において、<u>同条例第8条及び附則第4項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p>		
占用物件		占用料	占用物件		占用料
	単位	金額		単位	金額
電柱（支線及び支柱を除く。）	[略]	円 <u>370</u>	電柱（支線及び支柱を除く。）	[略]	円 <u>480</u>
電話柱（支線及び支柱を除く。）		<u>330</u>	電話柱（支線及び支柱を除く。）		<u>420</u>
その他の柱類		<u>33</u>	その他の柱類		<u>42</u>
共架電線その他上空に設ける線類		<u>3</u>	共架電線その他上空に設ける線類		<u>4</u>
通路		<u>320</u>	通路		<u>420</u>

広告看板類		<u>860</u>	広告看板類		<u>830</u>
工事用施設及び工事用材料置場類		<u>86</u>	工事用施設及び工事用材料置場類		<u>83</u>
地 下 埋 設 物	外径0.07メートル未満	<u>14</u>	地 下 埋 設 物	外径0.07メートル未満	<u>18</u>
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満	<u>20</u>		外径0.07メートル以上0.1メートル未満	<u>25</u>
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満	<u>30</u>		外径0.1メートル以上0.15メートル未満	<u>38</u>
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満	<u>39</u>		外径0.15メートル以上0.2メートル未満	<u>51</u>
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満	<u>59</u>		外径0.2メートル以上0.3メートル未満	<u>76</u>
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満	<u>79</u>		外径0.3メートル以上0.4メートル未満	<u>100</u>
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満	<u>140</u>		外径0.4メートル以上0.7メートル未満	<u>180</u>
	外径0.7メートル以上1.0メートル未満	<u>200</u>		外径0.7メートル以上1.0メートル未満	<u>250</u>
	外径1.0メートル以上	<u>390</u>		外径1.0メートル以上	<u>510</u>
その他のもの		<u>66</u>	その他のもの		<u>85</u>
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月3日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

固定資産税評価額の評価替えに伴い、準用河川占用料の額を改正するほか、所要の改正をしようとするものである。